

令和7年度埼玉県トラック協会近代化基金(トラック購入等資金)融資

推薦申込要項

1 ポスト新長期規制適合車導入融資 (ポスト新長期融資)

- (1) 融資総枠 30億円
- (2) 対象経費 ポスト新長期規制適合車を導入するのに要する資金
未払い資金が融資対象となりますが、融資されるかどうかは、商工中金の審査によります。
- (3) 融資条件
- ① 融資限度 1億円
 - ② 融資利率 商工組合中央金庫の所定利率(長期プライムレートに連動)
 - ③ 償還期間 5年以内
 - ④ 据置期間 6ヶ月以内
 - ⑤ その他 償還方法、担保、保証人、信用保証等は、商工中金との協議によります。
- (4) 利子補給 (一社)埼玉県トラック協会から、次の利子補給を行います。

共同体・個別企業体	年 0.6%
-----------	--------

(参考) 令和7年4月10日現在の実質負担金利

区 分	貸出金利(A)	利子補給(B)	実質負担金利(A—B)
共同体・個別企業体	2.05%	0.6%	1.45%

2 経営近代化融資(一般融資)

- (1) 融資総枠 2億円
- (2) 対象経費
- ① トラックターミナル、配送センター等の物流施設の整備に要する資金。
近代化、合理化のための事務機器(コンピュータ、EMS機器・ドライブレコーダー・MCA機器ソフトウェア等)の設置購入に要する資金及び設備の改修、補修に要する資金を含む。
 - ② 福利厚生施設の整備に要する資金。
 - ③ 荷役機械、車両等の購入及び車両の改造に要する資金。
- (注) 1のポスト新長期融資に該当しない車両の買換え、または、増車に要する資金は、こちらの融資が対象になります。また、未払い資金が融資対象となりますが、融資されるかどうかは、商工中金の審査によります。
- (3) 融資条件
- ① 融資限度 個別企業体 5千万円(同融資の融資残高がある場合は、残高との差額)
共 同 体 1億円

- ② 融資利率 商工組合中央金庫の所定利率(長期プライムレートに連動)
- ③ 償還期間 車両は5年以内。その他は10年以内(法定耐用年数が10年を下回る設備は、その法定耐用年数以内)。
- ④ 据置期間 6ヶ月以内
- ⑤ その他 償還方法、担保、保証人、信用保証等は商工中金との協議によります。
- (4) 利子補給 (一社)埼玉県トラック協会から次の利子補給を行います。

共同体・個別企業体	年0.6%
-----------	-------

(参考) 令和7年4月10日現在の実質負担金利

区 分	貸出金利(A)	利子補給(B)	実質負担金利(A—B)
共同体・個別企業体	2.05%	0.6%	1.45%

3 各融資の共通事項

(1) 融資対象者

- ① (一社)埼玉県トラック協会会員で、かつ商工組合中央金庫と取引資格のある者
- ② (一社)埼玉県トラック協会の会費を未納していない者
- ③ (一社)埼玉県トラック協会に加入している者で構成されている中小企業等協同組合法に基づく共同体(商工中金に出資している協同組合とその組合員)
- なお、組合員が所属組合を通じて借入をする「転貸方式」の利用もできます。

(2) 受付期間 令和7年4月1日から令和8年2月20日まで

毎月5日及び20日が締切日です。4月5日が最初の締切日になります。

(3) 申込方法

- ① 所定の申込書により(一社)埼玉県トラック協会にお申込みください。
- ② 申込書等については、希望者に送付しますので、協会にお電話ください。
(一社)埼玉県トラック協会 経営支援課・経理課 ☎048-645-8108 ・ 2773)
- ③ 申込は郵送でも結構ですが、不動産購入の場合等についてはできるだけ協会に直接お持ちください。

(4) 融資推薦決定通知

- ① 申込書の内容を審査のうえ、各締切日から2週間以内に「融資推薦適否決定通知書」を協会から郵送します。ただし、書類等に不足や不備がある場合は遅れます。
- ② この**融資推薦通知は、融資の決定ではありません**。融資の可否は、商工中金の審査で決定されます。
- ③ 融資推薦の有効期間は、令和8年3月末日までです。**令和8年3月末までに購入車両の登録や施設整備等の完了が必要です**。

(5) 融資申込み

- ① 融資推薦の決定通知を受けた方は同通知書の写しを持って、商工中金の次の支店のどちらかに融資申込みをしてください。なお、商工中金の他店とすで取引がある場合は、その支店の取扱いとなります。

さいたま支店＝さいたま市浦和区岸町 4-25-13 ☎048－822－5151

熊谷支店＝熊谷市本町 2-95 ☎048－525－3751

- ② 商工中金に対する融資申込みに必要な書類は、当協会の推薦通知書のほか、おおむね次のものです。あらかじめお問合せのうえ、準備してください。

＊ 商業登記簿謄本、決算書(3期分)、試算表(決算後6ヶ月以上経過の場合)、納税証明書など

(6) 報告書の提出

融資を受けた場合は、車両購入後あるいは施設整備後、速やかに所定様式による車両購入報告書又は設備完成(購入)報告書を協会に提出してください。